

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和３年５月２１日
招 集 年 月 日	令和３年５月２１日
招 集 場 所	知立市中央公民館１階 大会議室
参 集 時 間	午後２時００分、農業委員１４名、推進委員３名、市民部長及び事務局３名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：１ 杉原敬浩　２ 高村昭広　３ 林勝則　４ 毛受浩　５ 高木芳夫 ６ 永田治男　７ 杉浦直美　８ 石原國彦　９ 鈴木　和幸　１０ 藤井公人 １１ 池田とみゑ　１２ 竹本有基　１３ 岡田均　１４ 成瀬廣美 推進委員：１５ 平澤信幸　１７ 岡田教孝　１８ 石川勝幸 計１７名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠 席 委 員	１６ 中野明夫
途 中 退 席	２ 高村昭広 （議案第３号２番審議中（農業委員会等に関する法律第３１条：議事参与の制限）
開 会 時 間	午後２時０６分　開会宣言 総会規則第７条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。（会長）
日 程 第 一	午後２時０７分　議事録署名委員の指名 １３．岡田　均　　１４．成瀬　廣美　を指名します。（会長）
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 １ 号 １ 番 ２ 番	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 【議案第１号１番２番について議案書をもとに一括説明】 会　長：１番案件について地元委員さん補足説明はありますか。 委員４：従事者について、体調の良い時は農作業に従事していましたが、最近は作業で きる状態ではありませんでした。その頃から子である買取り申出者が、年数回 草刈りを行い現在に至っています。 会　長：何かご質問、ご意見等がありますか。 委　員：（意見なし） 会　長：それでは議案第１号１番について証明することといたします。 （午後２時１２分） 会　長：２番案件について地元委員さん補足説明はありますか。

	委員 6：従業者について普段元気な方なので、申請理由を確認したところ半年前に心臓の手術をし、再発の恐れもあり無理ができないとのことです。現在は、妻が管理をしています。 会 長：何かご意見、ご質問等がありますか。 委 員：(意見なし) 会 長：それでは議案第 1 号 2 番について証明することといたします。 (午後 2 時 1 3 分)
議 案 第 2 号 1 番 2 番	生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について 【議案第 2 号 1 番、2 番について議案書をもとに一括説明】 会 長：斡旋協力の依頼になりますので、地元の委員のみなさまは現地を確認いただき、期日までに回答のご報告いただきますようお願いいたします。 委員 2：2 番案件の土地について、北側と西側はすでにアパートが隣接しており、使用する農機具を乗り入れる場所がすでに限られています。今後この土地が土地利用できない場所になってしまった場合、農地としてどのような活用が考えられますか。 事務局：こういった土地を開発する際、隣地とも協議するので、土地利用できない場所にならないように、事前協議することは可能だと思います。ただ、開発に関しては建築課の担当になりますので詳細は分かりかねます。 委員 13:土地の西側はどうなっていますか。 委員 2：アパートが設置されています。 委員 3：このエリアは 1 種住居地域であり、逢妻川の北側を見ていただくと区画整理が終了しており、北側の太い道路は国道 23 号線へつながっています。このように市街化区域が推進されるエリアで農地を維持していくのは今後困難が伴うと思われます。 会 長：議案内容に戻りますが、今回の生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力については土地利用等で大変なこともございますが、斡旋についての話があれば事務局へご報告願います。 (午後 2 時 2 6 分)
議 案 第 3 号 1 番 2 番	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定） 【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに説明】 会 長：何かご意見、ご質問等がございますか。 委員 3：もう少し具体的にお話いただけませんか。以前から議題に上がってきている案件なのでやり取りを含めた経過をホワイトボードに図示する等を行い説明してください。

	事務局：【ホワイトボードを使用し詳細を説明】 会 長：何か他にございませんか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは、議案第３号１番について承認することといたします。 （午後２時３５分） 【議案第３号２番について議案書をもとに説明】 会 長：何かご意見、ご質問等がありますか。 委 員：（意見なし） 会 長：それでは、議案第３号２番について承認することといたします。 （午後２時３９分）
議案第４号 １番 ２番	農業経営改善計画認定申請書に対する意見について 【議案第４号１番、２番について議案書をもとに一括説明】 会 長：本案件については、当事者である、委員２及び委員１１にも同席いただいておりますので、何かご意見、ご質問等があればお願いいたします。 まず、１番案件について何かご意見、ご質問等がありますか。 委員１３：資料内容をみると、労働時間が長く、大変な労働をされていると思われます。経産牛だけでなく肥育牛と合わせて総合的に取り組んでいかないと現在の畜産業は経営が難しい状況なのではないでしょうか。 委員１１：以前に比べ個体は安くなり、餌代は値上がりしております。これまでは営業利益がなくてもホルスタインが生んだ子牛を販売して得た利益で補填できていましたが、最近は不可能となりました。現在は出産前に雌雄判別ができるため、年間に必要なＦ１牛の雌の受精卵を種付けし、１か月預託料一頭につき２万２０００円支払うことで、北海道などにある牧場に預託することができます。本来、牛一頭の購入金額は約１００万円しますが、２０か月預託をすることによって５０万円に抑えることができます。この方法で３６頭ほど販売していましたが、Ｆ１牛も値段が下がってきましたので、今は繁殖和牛を３頭飼育し、和牛の受精卵を用いてホルスタインに代理出産させることで７０万程に値下がりしていたＦ１牛よりも高く１００万円で販売できるようになります。そこで和牛の数を増やそうということになるのですが、それには初産から２，３年までしか種が付きません。その後は雌雄判別により雌の種をつけ、それがだめならＦ１というように種をつけ牛の確保をし、ほとんど自家生産で行っています。 コロナ禍により厳しくはなっておりますが、２４時間、３６５日協力していただける獣医さんがみえるおかげでなんとか成り立っております。

	この先１０年程かと思いますが、獣医さんの事情、家族の事情を鑑みてなんとかやっていたらと思っております。 委員 13:生き物相手のお仕事ですので、どうしても拘束時間が長くなりご苦労されている中、追い打ちをかけるように牛乳の価格が下がっています。もっと価格問題に行政が介入し、改善していかないと酪農農家が減り、乳製品が高騰し輸入に頼らなければならなくなるのではないのでしょうか。行政が手を差し伸べ、衰退していかないようにしていただきたいと思います。 会 長:大変ご苦労されているのがよくわかりました。牛も大切ですが、人間も大切ですので、何とか頑張っていきたいと思います。 他はよろしいでしょうか。 委員 12:知立市の「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」では労働時間は概ね１８００時間となっており、それを上回る労働時間ではなかなか後継者も難しいのではないかと思いますので、従業員の増員など労働時間を短くし何とか頑張っていたきたいと思います。 会 長:労働時間に関して大変ご苦労されており、これからの課題になると思います。県内にたくさんある酪農農家の方も同じような課題を抱えているかもしれません。ご意見としてお伺いし、何とか今後も頑張っていたけたらと思います。他に何かありませんか。 委 員:(意見なし) 会 長:他にご意見、ご質問がなければ意見なしとします。 (午後３時０１分) 会 長:続きまして、２番案件について何かご意見、ご質問等がありますか。 委員 3:１人あたりの年間労働時間目標を１８００時間とされていますが、臨時雇用の方などの賃金についてどの程度支払われているのか、差支えのない程度でお聞かせください。 委員 2:賃金につきまして、常時雇用者のベースは年齢に関係なく２０万円からのスタートになります。優秀な方で入社２年目に２０万円から２５万円にアップしたという特例も場合によってはあります。ボーナスにつきましては、年間で１、５カ月分を支給しておりますが、過去には２カ月支給したこともあります。 休暇については月に最低６日取得しておりますが、収穫時期など繁忙期は取得できませんので、閑散期にまとめてとってもらったりしています。天気によって左右される仕事ですので、土日などに全員休むことが中々難しいため、本人の希望日を出して取得していただいています。 委員 13:会社形態を法人から株式会社に変更されましたが、そのメリットをお聞かせください 委員 2:農事組合法人の設立当初は農業経営者３組の合併会社でした。代替わりして、
--	---

	法人としての構成員の要件を満たさない状態でしたので、現在の法人形態に組織変更しました。株式会社になった唯一のメリットは社会保障と有給休暇の取得です。それ以外はほとんど変わりませんが、今後農地が減少する中でいかに多角経営をすすめていくかが課題になると思います。 委員 13:株券は発行されるのですか。 委員 2 :現状、そこまでは考えておりません。 会 長 :他にご意見、ご質問がなければ意見なしとします。 (午後 3 時 1 2 分)
日 程 第 三 報 告 案 件 1 号 2 号 3 号	会 長 :報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。 委 員 : (意見なし) (午後 3 時 1 4 分)
日 程 第 四 そ の 他	・活動状況報告について (事務局) 「体験農村かきつばた」実習 5/30 から 5/23 に変更 (午後 3 時 1 5 分)
閉 会 時 間	午後 3 時 1 5 分 閉会宣言 (会長) 農業委員会総会を閉会します。